

災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定

福山市（以下「甲」という。）と株式会社アースデイ・システム（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）、トレーラーハウスの提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に福山市において市民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合において、甲の要請に応じて、乙が取り扱うトレーラーハウスを緊急避難場所、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、簡易医療施設及び医療従事者の休憩所として提供することにより、市民の安全確保を目的とする。

（協力の要請及び内容）

第 2 条 甲は、災害時等に必要に応じ、乙にトレーラーハウスの提供を要請することができる。

2 前項の規定により甲が乙に要請する事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関すること
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

3 前項の規定によるトレーラーハウスは、道路運送車両法等の法令で定められた車両とし、適法に公道を移動できるもので、移動時はシャーシ（車台）ごと牽引することができるものとする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、乙による協力の必要を認めるときは、トレーラーハウス提供要請書（様式第 1 号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（組織、体制）

第 4 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の要請に協力するものとする。

2 前項の規定により活動する乙の職員は、甲の指示により応急活動に従事するものとする。

（費用の負担）

第 5 条 乙がトレーラーハウスの提供等により要した経費のうち、次の各号に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- (1) トレーラーハウスの提供に関する経費
- (2) トレーラーハウスの運搬、設置及び撤去に関する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、トレーラーハウスの提供に要した関係経費

2 前項の費用の算定については、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、トレーラーハウスを提供したときは、トレーラーハウス提供報告書（様式第2号）を提出するものとする。

(費用の支払い)

第7条 トレーラーハウスの提供等に要した費用は、乙が第5条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練等に可能な限り参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が押印の上、それぞれ各1通を保有する。

2025年（令和7年）3月19日

甲 広島県福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝広 直幹

乙 広島県福山市駅家町大字上山守425番地1
株式会社 アースデイ・システム
代表取締役 藤本 浩史